平成２６年（フ）第９７号
東京都羽村市神明台３丁目33番地１セントポーリアス201
債務者　松本グロリアこと　フロレスエイチデマツモトグロリアセシリア
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９９号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目１番２号　駒形コーポラス108号
債務者　山城　京子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１７号
神奈川県海老名市河原口２丁目28番８―503号
債務者　平　　光
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２３号
横浜市保土ケ谷区仏向町1324番地１　タチバナハイツ202号
債務者　濱田　英治
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０９号
神奈川県藤沢市川名772番地の４　203
債務者　酒井　宏幸
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９号
栃木県宇都宮市下栗町2292番地３　第５清和ハイツ101、前住所栃木県宇都宮市今泉町2543番地20
債務者　根津昭三九
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３５号
岡山市北区下伊福本町３番34号サンメゾン203
債務者　市原　康治
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６３号
岡山市北区西古松239番地106ライオンズマンション201、旧住所岡山市北区東古松２丁目９番14―１号
債務者　大廣　康夫
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０号
栃木県宇都宮市上野町6068番地１　県営うえの住宅11号棟41号室
債務者　和田　理恵
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７３号
栃木県那須塩原市一区町281番地、前住所栃木県さくら市草川62番地１　県営草川第２住宅２号棟221号室
債務者　阿久津裕和
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７号
静岡県浜松市東区上西町33番地の２　マイライフ上西３―Ｄ、前住所静岡県浜松市中区幸２丁目５番11号　ｅｖｅさいわい401
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地63
債務者　砂田千賀子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７号
栃木県栃木市大宮町1747番地２、従前の住所茨城県鹿嶋市大字宮中5221番地７　クレディアム102
債務者　髙久美智子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２０号
北海道河東郡音更町雄飛が丘仲区１番地９雄飛が丘中央団地Ｄ２棟65号室
債務者　西嶋　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係